

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人タカノ農芸化学研究助成財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県小美玉市野田1542番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農学、特に農芸化学に関する学術研究を助成し、もって学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 農芸化学等に関する学術研究に対する助成
- (2) 農芸化学等に関する学会、研究会等に対する助成
- (3) 農芸化学等の振興に関する発表会、シンポジウムの開催及び助成
- (4) 農芸化学等に関する学術研究において著しい成果を挙げた研究者に対する顕彰
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した無償新株式

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(会計処理及び計算書類作成の基準)

第15条 この法人の会計処理及び財務計算に関する書類の作成は、公益法人会計基準に従って行うものとする。

第4章 役員、評議員、名誉会長及び職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち1名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

2 理事のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 監事のうちには、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係のある者であってはならない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の義務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。ただし、常務理事を置かない場合は、あらかじめ理事長が指名した理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の義務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は評議員会を召集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤役員は有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

第23条 この法人には、評議員6名以上10名以内を置く。評議員現在数は理事現在数と同数以上でなければならない。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員の1人とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について、助言する。

(名誉会長)

第25条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 名誉会長は、理事長の諮問に対し、理事長に助言する。

4 名誉会長には、第22条の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」

とあるのは、「名誉会長」と読み替えるものとする。

(事務局及び職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

第5章 理事会及び評議員会

(理事会の召集等)

第27条 理事会は、毎年3回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から14日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

第31条 この法人には、第4条に掲げる助成の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員は、役員及び評議員を兼ねることができない。

6 選考委員には、第17条第2項の規定を準用する。この場合において、この規定中「理事」とあるのは、「選考委員」と読み替えるものとする。

7 選考委員会に関する規定は、別に定める。

第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第32条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議委員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 庶務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号、第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第36条 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第37条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の設立許可があった日(平成5年12月2日)から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の会計年度は、平成5年12月2日から平成6年4月30日までとする。
- 3 第17条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理 事(理事長)	高 野 英 一
理 事	赤 塚 尹 巳
理 事	石 丸 潤 一
理 事	川 村 恒 明
理 事	齋 藤 實
理 事	長 谷 川 忠 男
監 事	伊 藤 克 彦
監 事	大 森 昭 吾

この謄本は、寄附行為の原本と相違ないことを認証する。

平成 年 月 日

財団法人 タカノ農芸化学研究助成財団

理事長 高野 英一